

令和6年5月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、健康保険法による傷病手当金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 請求人は、傷病名「抑うつ状態」(以下「既決傷病」という。)により、療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「既決支給済期間」という。)について、傷病手当金の支給を受けていた。

2 請求人は、傷病名「抑うつ状態」(以下「本件傷病」という。)による療養のため労務に服することができなかつたとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの23日間(以下「本件請求期間」という。)について、令和〇年〇月〇日(受付)、〇〇健康保険組合(以下「保険者」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 保険者は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、本件請求期間について、「健康保険法第99条第4項不該当 傷病手当金支給期間(支給開始から1年6ヶ月)を超えた請求のため。」として傷病手当金を不支給とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、令和3年法律第66号による改正前の健康保険法第99条第1項において「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されており、傷病手当金の支給期間については、同条第4項で「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。

2 本件の場合、請求人の既決傷病に係る傷病手当金の支給を開始した日が、平成〇年〇月〇日であることについては当事者間に争いはなく、本件請求期間の初日が、請求人の既決傷病に係る傷病手当金の支給開始日から1年6月を超えた日であることは明らかであり、保険者が前記「事実」欄第2の3記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病が既決傷病と同一の疾病又はこれにより発した疾病であり、本件請求期間に係る請求が法定支給期間を超えた請求であるかどうかであつて、その前提として、請求人が主張するいわゆる「社会的治癒」が認められるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 (略)

2 本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 傷病手当金の支給の運用における「社会的治癒」とは、対象となる被保険者について、既に傷病手当金が支給されている傷病の症状が臨牀的になくなり、あるいは安定した状態に固定し、かつ、このような状態が相当期間継続し、その間、一般の人と同様の労務に

服することができた場合には、当該傷病が治癒したとみる考え方であり、社会保険の運用上、この社会的治癒が認められるときは、その傷病の症状が後に再燃し、医学的には治癒と認められない場合であっても、症状再燃後の傷病を新たな傷病が発病したものと取り扱うことが許されるとしており、当審査会もこれを是認しているところである。

- (2) そこで、請求人が職場復帰した平成〇年〇月から令和〇年〇月までの期間について、社会的治癒と認められる状態であったといえるかどうか検討する。上記各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、既決傷病（うつ状態）により傷病手当金を受給していること（資料）、平成〇年〇月から令和〇年〇月の間、「うつ病」「不眠症」「幻覚妄想状態」にてa病院で通院精神療法を受け、うつ病薬や抗不安薬、睡眠導入剤などが処方されていることが認められる（資料）が、資料によれば、既決傷病は治癒し新たに本件傷病が発生したとされ、平成〇年〇月から既決傷病は寛解状態であり、その維持のために投薬が行われていたことが認められる。請求人に施行された通院精神療法及び投薬についてみても、処方された処方薬、投与量に著しい変化は認められず、予防的医療を目的とするものであったと考えて何ら矛盾はない。さらに、資料によれば、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間は、欠勤は月0～3日（ただし、平成〇年〇月のみ月6日の欠勤）であり、時間外手当や当直手当なども支給されていたのであって、准看護師として通常の勤務状態を維持していたことが認められる。そして、資料から、請求人が令和〇年〇月〇日付けで社会医療法人bを退職していることは明らかである。そうすると、請求人は、平成〇年〇月から令和〇年〇月までの間は、約4年10か月間にわたり既決傷

病が寛解した状態にあり、一般人と同様に勤務を行っていたと認めることができ、そして、本件傷病はその後に症状が再燃したものと認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、請求人が復職した後の平成〇年〇月から令和〇年〇月までの期間は、社会的治癒と認められる状態にあったものというべきであり、本件傷病は、既決傷病と同一の疾病ではなく新たに発病したものと取り扱うのが相当であるから、本件傷病が既決傷病と同一の疾病であるとして、本件請求期間に係る請求が法定支給期間を超えた期間に係るものであることを理由に傷病手当金を支給しないとした原処分は相当とはいえない。

よって、原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。